

今年の10月より国民健康保険税の特別徴収 (年金からの天引き)が始まります

4月1日号広報でもお知らせしましたが、平成20年度の国民健康保険税について、次にあげる ~ のすべての条件に当てはまる人は今年の7月、8月、9月は普通徴収(納付書での納付もしくは口座振替)、10月、12月、来年の2月は特別徴収(年金からの天引き)を行います。

特別徴収開始時期は、市町村によって異なります。
平成21年度分からは平成21年の4月より特別徴収を開始します。



特別徴収(年金からの天引き)になる条件

国民健康保険加入者全員が65歳から75歳未満の世帯。
世帯主本人が国民健康保険加入者の場合。
介護保険料を特別徴収されている世帯主の年金が年額18万円以上で、その年金において介護保険料と国民健康保険税の合算額が年金額の2分の1を超えない場合。
世帯主の介護保険料が特別徴収になっている場合。
年金を担保に供していない場合。
上記のすべての条件を満たしている場合のみ、世帯主の年金からの特別徴収となります 注1

- 注1** 年度途中で世帯主が75歳になられる世帯は全て普通徴収(納付書での納付もしくは口座振替)になります。また、世帯主の国民健康保険税の支払方法が既に口座振替で、かつ国民健康保険税の滞納がない場合は、引き続き口座振替になります。
- 注2** 年度途中で特別徴収対象者の国民健康保険税が減額になった場合は普通徴収でのお支払い、増額になった場合は特別徴収と普通徴収の両方のお支払いになります。
- 注3** ~ のすべての条件に当てはまらない人は、今年の7月から来年の2月まで普通徴収(納付書での納付もしくは口座振替)になります。また、平成20年度の納税通知書は7月上旬に送付を予定しています。

特別徴収(年金からの天引き)と普通徴収の主な判定例

番号	世帯内の加入内容	徴収方法
例1	夫が世帯主(国保)73歳、妻(国保)66歳	特別徴収
例2	夫が世帯主(国保)73歳、妻(後期高齢者)76歳	特別徴収
例3	夫が世帯主(国保)73歳、妻(国保)66歳、子(社保)40歳	特別徴収
例4	夫が世帯主(国保)66歳、妻(国保)63歳	普通徴収
例5	夫が世帯主(後期高齢者)78歳、妻(国保)73歳	普通徴収
例6	夫が世帯主(国保)73歳、妻(国保)66歳、子(国保)40歳	普通徴収

■問い合わせ先 国保年金課 国保係 内線424、425